

45 評議員等 報酬等の支給基準

評議員等報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、評議員等の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で評議員等とは、法人の評議員、理事及び監事、会計監査人（設置する場合）をいう。

(評議員会・理事会への出席報酬)

第3条 評議員等が評議員会、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
但し 理事会、評議員会を同日に開催する場合は、1回当たりの支給額とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人の事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。
2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員には、この規定は適用しない。

(支給日)

第7条 評議員会、理事会への出席報酬、監事の報酬については、領収証と引き換えに実施日に現金で支給することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

別表1 (第3条関係)

評議員会

名称	報酬/回	実費弁償費/回
出席報酬 評議員	15,000円	5,000円
出席報酬 理事監事	5,000円	5,000円

理事会

名称	報酬/回	実費弁償費/回
出席報酬 理事監事	5,000円	5,000円

別表2 (第4条関係)

名称	報酬/回	実費弁償費/回
監事監査指導報酬等	10,000円	5,000円

別表3 (第5条関係)

名称	報酬及び旅費/日	実費弁償費/日
報酬及び旅費	10,000円	5,000円

評議員・理事・監事

上記金額に源泉徴収金額は含みません。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

平成29年6月14日 第1回定時評議員会 決議